

令和元年11月12日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

リチウム電池内蔵充電器に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

- | | |
|---|-----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うちガスこんろ（LPガス用）1件） | 1件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
（うちリチウム電池内蔵充電器1件） | 1件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
（うち椅子（ソファ）1件、靴1件、
パワーコンディショナ（太陽光発電システム用）1件、
バッテリー（リチウムイオン）1件、ポータブルトイレ1件、
携帯電話機（スマートフォン）1件、電動アシスト自転車4件、
脚立（はしご兼用、アルミニウム合金製）1件、
バッテリー（リチウムイオン、電気掃除機用）1件、
ウォーターサーバー1件） | 13件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び
消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において、審議を予定して
いる案件
該当案件なし | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A201800746を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

日動工業株式会社が輸入したリチウム電池内蔵充電器（ジャンプスターター）について（管理番号：A201800746）

①事故事象について

日動工業株式会社（法人番号：7120001156450）が輸入したリチウム電池内蔵充電器（ジャンプスターター）及び周辺を焼損する火災が発生しました。

当該事故の調査の結果、当該製品は、12V用ブースターケーブルを接続すると、内部のバッテリーパック2個が制御基板を介さずに並列接続される構造であるため、ケーブルを接続したまま充電した際、充電制御が正常に行えずにバッテリーパック内部のリチウムポリマー電池セルが過充電となり、異常発熱して出火に至ったものと推定されます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2016年（平成28年）6月6日にウェブサイトへの情報掲載を行うとともに、対象製品について無償部品交換を実施しています。

③対象製品：製品名、型式、販売期間、対象台数

製品名	型式	販売期間	対象台数
メガトン24 （ジャンプスターター）	AS-1224JS AS-1224JS-BOX ※型式の違いは収納 ボックスの有無のみ	2015年10月 ～ 2016年6月	6,999

2016年（平成28年）6月6日からリコール（無償部品交換）を実施
改修率：84.8%（2019年11月5日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたもの）の件数は、本件のみです。

<対象製品の外観>

ジャンプスターター本体



回収対象の旧型ケーブル



12Vと24V用に分かれている商品が
交換対象となります。

無償配布されるセーフティケーブル

改善品



こちらをお持ちの場合、
交換の必要はありません。
ケーブルは1本で先端に12V用と
24V用のアダプターがつながっています。

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償部品交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

日動工業株式会社

電話番号：072 (803) 6905

受付時間：9時～18時（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.nichido-ind.co.jp/news/20190821.html>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：鈴木、柳川、牧野

電 話：03(3507)9204（直通）

F A X：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：橋爪、田代

電 話：03(3501)1707（直通）

F A X：03(3501)2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900781	令和元年8月22日	令和元年11月8日	ガスこんろ(LPガス用)	PA-340WA-L	株式会社パロマ	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年10月23日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800746	平成31年1月5日	平成31年2月25日	リチウム電池内蔵充電器	AS-1224JS	日動工業株式会社(輸入事業者)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、12V用ブースターケーブルを接続すると、内部のバッテリーパック2個が制御基板を介さずに並列接続される構造であるため、ケーブルを接続したまま充電した際、充電制御が正常に行えずにバッテリーパック内部のリチウムポリマー電池セルが過充電となり、異常発熱して出火に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「使用しない時及び使用後は、ブースターケーブルを外す。ショート、感電、火災の原因になる。」旨、記載されている。	静岡県	平成30年3月1日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの 平成28年6月6日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率:84.8%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900769	令和元年8月24日	令和元年11月7日	椅子(ソファ)	重傷1名	当該製品に着座したところ、臀部を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年10月24日
A201900770	令和元年10月17日	令和元年11月7日	靴	重傷1名	当該製品を履いて歩行中、転倒し、左手首を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201900771	令和元年10月27日	令和元年11月7日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	火災	当該製品から発煙する火災が発生した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	熊本県	
A201900772	令和元年11月4日	令和元年11月7日	バッテリー(リチウムイオン)	火災	車両内で当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	北海道	
A201900773	令和元年5月下旬	令和元年11月7日	ポータブルトイレ	死亡1名	病院で使用者(90歳代)が当該製品の手すり枠に頭部が挟まった状態で発見され、死亡が確認された。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	鳥取県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年6月4日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900774	令和元年10月23日	令和元年11月8日	携帯電話機(スマートフォン)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	令和元年11月8日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201900775	平成26年10月14日	令和元年11月8日	電動アシスト自転車	重傷1名	幼児(1歳)を前部の自転車用幼児座席に乗せて当該製品を停車中、当該製品が転倒し、幼児の前歯を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは平成26年12月12日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900776	平成24年9月26日	令和元年11月8日	電動アシスト自転車	重傷1名	子供(7歳)を自転車用幼児座席に乗せて当該製品で走り出そうとしたところ、転倒し、子供の頭部を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは平成24年10月1日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900777	平成26年2月4日	令和元年11月8日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、後輪が滑り、転倒、鼻を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは平成26年6月17日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900778	平成26年4月10日	令和元年11月8日	電動アシスト自転車	重傷1名	使用者(80歳代)が当該製品で下り坂を走行中、転倒し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	熊本県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年10月29日
A201900779	令和元年10月8日	令和元年11月8日	脚立(はしご兼用、アルミニウム合金製)	重傷1名	工事現場で当該製品を使用中、転落し、左肩を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	新潟県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年10月31日
A201900780	令和元年9月28日	令和元年11月8日	バッテリー(リチウムイオン、電気掃除機用)	火災	当該製品を他社製の電気掃除機に装着して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	令和元年10月8日に公表した電気掃除機(充電式、スティック型)に関する事故(A201900554)と同一 事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年11月5日
A201900782	平成29年3月30日	令和元年11月8日	ウォーターサーバー	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	沖縄県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年6月 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において審議を予定している案件

該当案件なし